

緊急のお知らせ



創基200周年を迎えた
山口大学から



あなたへのすてきな贈り物(全国大学初)

山口大学 知的財産の実施料を無料とします！

- (1) **無料期間：**受理通知日より5年間(大企業は3年間)
6年次(大企業は4年次)以降も継続使用する場合には、実施契約(有料)を結ぶことができます。
- (2) **使用形態：**通常実施権契約となりますので、申請者が複数の場合には共同使用となります。他に実施権保有者が存在しない場合には、独占的实施権契約(有料)を結ぶこともできます。但し、独占的实施を希望の際に、他の通常実施権保有者が存在する場合は、その通常実施期間終了日までは、独占的实施権契約の締結はできません。
- (3) **申請者の義務：**
申請者には、権利化に要する出願費用等の一部を御負担頂きます(中小企業(含個人)25万円, 大企業50万円, 山口TLO会員(中小企業)及び大学発ベンチャーは無料)。受理通知日から1年以内にお支払い下さい。なお、1年以内に実施を止めた場合には、負担金はありません。但し、特許権が成立しなかったり消滅した場合でも、上記負担金の返還はありません(ちなみに本学の特許登録率は80%以上を確保しています)。

(4) お申込み先: 有限会社山口ティー・エル・オー (担当: 森下, 三輪)

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16番1号

TEL: 0836-22-9768 FAX: 0836-22-9771

E-MAIL: tlojim@crc.yamaguchi-u.ac.jp

ホームページ: <http://www.tlo.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/>



(5) お申込開始時期: 平成27年10月1日より受付けます。



(6) 無料提供案件:

a. 大学単独案件で発明者等から了解されたもの

b. 共有特許で共有特許権者及び大学発明者から了解を得たもの

(具体的案件は, 山口ティー・エル・オーのホームページで確認できます。)

~~(7) 山大推奨マークの使用について:~~

~~山口大学の研究成果を用いて実施(事業化)した優良の製品やサービスに対し, 申請・審査により使うことができる推奨マークは, 目下選定中です。決定次第, HP等でご案内いたします。(令和3年4月1日より廃止)~~

無料開放スキームの概念図

全国大学初

